

# 第2期 江南市子ども・子育て支援事業計画 (案)



令和2年3月  
江南市



## 5 新・放課後子ども総合プラン〔放課後児童健全育成事業（学童保育）・放課後子ども教室〕の基本方針（目標及び具体的な方策等） ～江南市行動計画～

---

### （１）新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁<sup>※</sup>」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童保育）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。この事業展開を計画的に行うことを目的に、新・放課後子ども総合プランの江南市における行動計画を、第2期江南市子ども・子育て支援事業計画書に盛り込むこととします。

#### 【実施方法】

- ①一体型…放課後子ども教室と学童保育の児童が、同一の小中学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。
- ②連携型…放課後子ども教室と学童保育の少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育の児童が参加するもの。

---

※ 小1の壁：主に共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならぬような問題が生じること。

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

### 【事業概要】

保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期学校休業日にも実施します。

### 【現状】

現在、当市では市内 10 校で学童保育を実施していますが、対象学年を小学校 1～4 年生までとしているため、小学校 6 年生までの利用対象の拡大が必要です。利用者については、共働き世帯等の増加に伴い年々増加しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	911 人	1,032 人	1,078 人	1,164 人	1,201 人

### 【今後の方向性】

女性の社会進出により、更なる共働き世帯等の増加が見込まれるため、女性就業率が 80% 程度となることを想定し、利用者の増加に対応できるよう新たな実施場所の確保が必要となっています。この対応方策として、布袋北小学校区においては、学校敷地内に新たに学童室を整備し、令和 3 年度からの受け入れ拡大を図ります。また、古知野北小学校区では、令和 4 年度に供用開始予定の古知野北部地区複合公共施設内に実施場所を移転し、受入れ児童の拡大を図ります。なお、小学校 6 年生までの利用対象の拡大については、令和 4 年度から市内全小学校区での実施を目指します。

区	分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1 年生	412 人	406 人	402 人	407 人	419 人
	2 年生	308 人	305 人	297 人	315 人	315 人
	3 年生	308 人	305 人	305 人	297 人	315 人
	4 年生	182 人	181 人	183 人	186 人	182 人
	5 年生	159 人	159 人	161 人	163 人	160 人
	6 年生	114 人	114 人	115 人	116 人	114 人
	計	1,483 人	1,470 人	1,463 人	1,484 人	1,505 人
確 保 方 策		1,424 人	1,462 人	1,548 人	1,548 人	1,548 人
確保方策－量の見込み		▲59 人	▲8 人	85 人	64 人	43 人

### (3) 放課後子ども教室

#### 【事業概要】

開設する小学校の全児童を対象に、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、安全管理員等の指導のもと異年齢の児童間の交流と地域住民とのふれあいを図ります。平日の放課後及び夏季休業日の月、水、金曜日に実施します。

#### 【現状】

令和元年6月に草井小学校において新たに放課後子ども教室を開設し、現在では市内8小学校において実施しています。実施状況は、申込者が登録可能者数を上回っているため、待機児童が生じています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学 校 数	10校	10校	10校	10校	10校
実 施 校	4校	5校	6校	7校	7校
開 設 割 合	40%	50%	60%	70%	70%
開設小学校	布袋 宮田 古知野南 藤里	門弟山	古知野西	古知野東	
開設校の児童数 (1～6年生)	2,720人	3,177人	3,594人	4,265人	4,243人
確 保 方 策 (登録可能者数)	232人	257人	287人	372人	372人

#### 【今後の方向性】

現在市内小学校10校のうち、放課後子ども教室の未実施校は、布袋北小学校、古知野北小学校の2校となっているため、実施に向けた検討を図ります。その対応方策とし、布袋北小学校においては、現在校舎内にある学童室を利活用した実施を図ります。また、古知野北小学校については、令和4年度に供用開始予定の古知野北部地区複合公共施設内での実施を図ります。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	10校	10校	10校	10校	10校
実 施 校	8校	9校	10校	10校	10校
開 設 割 合	80%	90%	100%	100%	100%
開設校の推計児童数 (1～6年生)	4,520人	4,835人	5,288人	5,296人	5,268人
確 保 方 策 (登録可能者数)	474人	514人	554人	554人	554人

## (4) 一体型又は連携型の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の目標と具体的な方策

### 【事業概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室を、同一の小中学校内等の活動場所において実施し、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育の児童が参加するなど、すべての児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことで次代を担う人材を育成します。

### 【現状】

令和元年度から市内7小学校区で、一体型を基本とした共通プログラムの実施を進めています。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実 施 数	—	1 か所	2 か所	4 か所	4 か所

### 【今後の方向性】

共通プログラム未実施の草井小学校区では、放課後児童健全育成事業（学童保育）を草井地区学習等供用施設内で行っていることから、連携型での実施を検討します。また、布袋北小学校区は令和3年度、古知野北小学校区では令和4年度に、学校敷地内等で両事業の実施を予定していることから、一体型での実施を検討します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 施 数	7 か所	8 か所	9 か所	10 か所	10 か所

### 【具体的な方策】

放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の一体型又は連携型による事業を実施する際の共通プログラムについては、放課後児童コーディネーターと放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。プログラムについては、児童の安全確保に十分配慮するものとし、具体的な内容を検討するため、学校区ごとの定期的な打ち合わせの機会を設けることとします。

また、連携型で共通プログラムを実施する場合は、児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

## **(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係る部局間の具体的な連携に関する方策**

平成 30 年度より、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、一部の事務を除き、教育委員会に委任していることから、両事業のより効率的な運営や相互連携の向上を図っていきます。

なお、調査、研究等に資するため、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会等において、江南市の実情に応じた効果的な事業実施を目指します。

また、平成 27 年 4 月 1 日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく総合教育会議<sup>※</sup>を活用し、総合的な放課後児童対策の検討をしていくものとします。

## **(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室では、児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修等を実施していきます。

---

※ 総合教育会議：地方教育行政法の改正に伴い、平成 27 年 4 月から各都道府県・市町村に設置される会議体。首長と教育委員会により構成され、地域における教育行政の指針となる大綱を策定する。